

審査事務規程の一部改正に係るパブリックコメントの募集について（実施結果）
 ー新規検査等における新たな審査方法についてー

平成 28 年 10 月 28 日

<問い合わせ先>

(独) 自動車技術総合機構検査部検査課

電話 03-5363-3441 (代表)

標記について、平成 28 年 9 月 8 日から 10 月 7 日までの間、ご意見を募集したところ、4 通（項目数 4 件）のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれらに対する当機構の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、いただいたご意見は、適宜整理集約して掲載しております。

今回、貴重なご意見をお寄せいただいた方々には、御礼申し上げます。

□ 寄せられたご意見の概要及び当機構の考え方は次のとおりです。

ご意見の概要	自動車機構の考え方
<p>●新規検査等の届出書の添付資料 「改造自動車審査結果通知書」は、最寄りの自動車技術総合機構事務所に審査を申請するため、「現車審査時提出」とさせていただきます。</p> <p>【理由】 改造申請にも時間が掛かるため、事前提出書面に添付出来ないため。</p>	<p>技術基準等の適合性の審査を要する自動車に関しては、今後、新規検査等に先立って、事前に当該基準の適合性を示す書面の提出が必要となりますが、改造自動車の届出と同時に届け出ることは可能となっております。</p>
<p>●届出書の添付資料 「最大安定傾斜角度の適合性を証する書面」は、転角装置による実測証明書を添付する場合には「現車審査時提出」とさせていただきます。</p> <p>【理由】 計算書省略のため。</p>	<p>最大安定傾斜角度の適合性を証する書面については、事前届出対象自動車に該当しない自動車は事前に提出する必要はありません。</p>
<p>事前提出書面審査の提出は、宅配便・郵送での提出を認めて頂きたい。（配達の実証ができる方法）</p> <p>【理由】 現在、新規検査届出書は、受験車両に車載して車検場へ提出しており、事前申請による新たな経費を軽減するため。</p>	<p>頂戴したご意見を踏まえて対応致しました。</p>

●パブリックコメントの別紙 P2(2)②
複数台数の新規検査等の申請を行う場合において、最寄りの運輸支局に申請し、審査した結果で他の車両の審査を省略してください。

【理由】

最寄りの運輸支局の方が質疑への対応にメリットが多い。

任意の届出である複数台数の事前提出書面審査は、申請者の負担軽減を目的として創設しました。

また、当該届出の代表車の届出先については、審査における基準の適合性審査の効率化や統一化等を考え地方検査部としました。

なお、新規検査は当該検査部以外の全国の事務所で受検することが可能となっております。